

飲食店を営業されている方
にお知らせです。



今年の10月1日からすべての 飲食店に消火器の設置が 義務となります。

対 象:火を使用する設備又は器具を設けた飲食店
等です。

法改正の経緯:平成 28年12月 22日(木)新潟県糸魚川市
で発生した大火を受けて法改正されるもの
です。

維 持 管 理 :消火器の設置後は半年おきに点検が必要で
す。また、1年に1回点検結果報告書の提
出が必要になります。

※なお、店舗部分150㎡未満で、かつ下記の「防火上有効な措置」がなされた場合は、消火器の設置をしないことができます。

1. 鋼等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置が設置されている場合。
2. 火を使用する設備又は器具からの火災を感知し、自動的に消火薬剤を放出して火を消す装置が設置されている場合。
3. 過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベを離脱することにより火を消す装置（圧力感知安全装置等）が設置されている場合。

詳細については下記までお問合せ下さい。



【お問い合わせ先】

出雲市消防本部 予防課

TEL (0853) 21-6921